

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

王寺町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

王寺町長

公表日

令和5年5月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>当町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【個人住民税(町民税・県民税)に関する事務】 個人住民税は地方税法等に基づき賦課する税金である。個人住民税に関する事務では、個人や団体(給与・報酬・公的年金・配当等の支払者、国税庁等)から提出された資料や調査結果により、税額の賦課決定及び納税通知書(納付書)の発送を行うほか、賦課決定した税額の収納状況を管理し、納期限までに納付が確認できない場合は滞納整理事務を行う。また、納税者からの修正申告等による税額変更に関する事務を行うほか、申請による所得や税額、納税状況に関する証明書の発行等を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、当町は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 住民税課税支援システム2. 住民税システム3. 収納消込/滞納管理システム4. 団体内統合宛名システム5. 審査システム(eLTAX)6. 国税連携システム(eLTAX)7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法第19条第9号・番号法第9条第1項 別表第一の101の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)<ul style="list-style-type: none">・別表第一省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条第2号、第2条第7号、第8号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第3条第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号及び第17号、第4条第2号、第6条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号、第7条、第8条第1号、第2号、第10条第1号、第3号、第5号、第12条第3号、第4号及び第7号、第13条、第19条、第20条第1号、第3号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号、第22条の3第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第22条の4第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、第3号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第26条の3、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第31条の2第3号、第4号、第9号、第10号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第31条の3第1号、第34条、第35条第3号、第36条、第37条第1号及び第3号、第38条、第39条第3号、第40条第1号、第3号、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第43条の3第1号、第43条の4、第44条第1号、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第1項第2号、第3号(第2項において準用する場合を含む。)、第4号(第2項において準用する場合を含む。)、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第22号、(第2項において準用する場合を含む。))及び第23号、第47条第2項、第49条第1号及び第3号、第49条の2第1号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第53条、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第6号、第7号、第9号、第10号、第58条並びに第59条第1号、第59条の2、第59条の3第1号、第2号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 別表第2の27の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第20条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447 E-mail: soumu-s@town.oji.nara.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部税務課(課税係・収納係) 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447 E-mail: zeimu-k@town.oji.nara.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)	事後	追加・訂正
平成30年5月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条第2号口、第2条第4号第5号口第6号口第9号第10号第11号第12号口、第3条第4号第5号口第7号口第9号第10号第11号第12号、第4条第2号口、第6条第3号第4号イ第5号第6号イ第8号第9号第10号第11号、第7条第1号イ第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号イ第5号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号イ第2号イ第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第23条第1号、第25条第1号第2号第3号口第6号第7号イ第12号第13号第14号第15号第16号、第28条第1号ニ第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号ニ第3号第5号ニ、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条第2号、第2条第7号、第8号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第3条第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号及び第17号、第4条第2号、第6条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号、第7条、第8条第1号、第2号、第10条第1号、第3号、第5号、第12条第3号、第4号及び第7号、第13条、第19条、第20条第1号、第3号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号、第22条の3第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第22条の4第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、第3号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第26条の3、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第31条の2第3号、第4号、第9号、第10号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第31条の3第1号、第34条、第35条第3号、第36条、第37条第1号及び第3号、第38条、第39条第3号、	事後	追加・訂正
平成30年5月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	第40条第1号第2号、第43条第1号イ第2号第3号口第5号イ第8号第9号第10号第11号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第47条第2号口第3号口第4号口第5号口第6号口第7号口第10号口第11号口、第49条第1号第2号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第54条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第55条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号	第40条第1号、第3号、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第43条の3第1号、第43条の4、第44条第1号、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第1項第2号、第3号(第2項において準用する場合を含む。)、第4号(第2項において準用する場合を含む。)、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第22号、(第2項において準用する場合を含む。))及び第23号、第47条第2項、第49条第1号及び第3号、第49条の2第1号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第53条、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第6号、第7号、第9号、第10号、第58条並びに第59条第1号、第59条の2、第59条の3第1号、第2号	事後	追加・訂正
平成30年5月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) : 別表第二の27の項	事後	訂正
平成30年5月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 南昌邦	総務部参事	事後	様式変更
平成30年5月24日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	E-mail: yawaragi@town.oji.nara.jp	E-mail: soumu-s@town.oji.nara.jp	事後	平成30年5月評価書確認
平成30年5月24日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	E-mail: yawaragi@town.oji.nara.jp	E-mail: zeimu-k@town.oji.nara.jp	事後	メールアドレス変更
令和1年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務部参事	税務課長	事後	人事異動による変更
令和3年10月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令改正に伴う変更
令和3年10月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正に伴う変更
令和5年5月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記追加	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	事後	法令改正に伴う変更
令和5年5月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠1.	右記追加	番号法第9条第1項 別表第一の101の項	事後	法令改正に伴う変更